

大市総第1548号
令和6年2月14日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大村市各行政委員会委員長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大村市長 園 田 裕 史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第12号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月14日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和6年2月22日（木） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第 2 号議案	市長の専決処分事項に関する条例等の一部を改正する条例…	(1)
第 3 号議案	大村市職員定数条例の一部を改正する条例……………	(3)
第 4 号議案	大村市手数料条例の一部を改正する条例……………	(4)
第 5 号議案	大村市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(6)
第 6 号議案	大村市介護保険条例の一部を改正する条例……………	(8)
第 7 号議案	大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………	(1 0)
第 8 号議案	大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	(3 2)
第 9 号議案	大村市文化基金条例の一部を改正する条例……………	(3 3)
第 1 0 号議案	大村市漁港管理条例及び大村市風致地区内における建築等の 規制に関する条例の一部を改正する条例……………	(3 4)
第 1 1 号議案	大村市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………	(3 5)
第 1 2 号議案	動産の買入れについて……………	(3 6)
報告第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(3 7)
報告第 2 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(3 9)
第 1 3 号議案	令和 5 年度大村市一般会計補正予算（第 1 1 号）	
第 1 4 号議案	令和 5 年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第 3 号）	
第 1 5 号議案	令和 5 年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
第 1 6 号議案	令和 5 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	
第 1 7 号議案	令和 5 年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	
第 1 8 号議案	令和 5 年度大村市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）	
第 1 9 号議案	令和 6 年度大村市一般会計予算	
第 2 0 号議案	令和 6 年度大村市モーターボート競走事業会計予算	
第 2 1 号議案	令和 6 年度大村市国民健康保険事業特別会計予算	
第 2 2 号議案	令和 6 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計予算	
第 2 3 号議案	令和 6 年度大村市介護保険事業特別会計予算	
第 2 4 号議案	令和 6 年度大村市病院事業会計予算	
第 2 5 号議案	令和 6 年度大村市工業団地整備事業特別会計予算	
第 2 6 号議案	令和 6 年度大村市水道事業会計予算	

- 第 27 号議案 令和 6 年度大村市工業用水道事業会計予算
- 第 28 号議案 令和 6 年度大村市下水道事業会計予算
- 第 29 号議案 令和 6 年度大村市農業集落排水事業会計予算

第 2 号議案

市長の専決処分事項に関する条例等の一部を改正する条例

(市長の専決処分事項に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長の専決処分事項に関する条例（昭和 2 8 年大村市条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

本則第 2 号中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」に改める。

(大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年大村市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(大村市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 大村市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年大村市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 4 条 大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年大村市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第3号議案

大村市職員定数条例の一部を改正する条例

大村市職員定数条例（昭和24年大村市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「527人」を「562人」に改め、同条第2号中「62人」を「64人」に改め、同条第3号中「35人」を「36人」に改め、同条第8号中「67人」を「70人」に改め、同条第9号中「716人」を「757人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

職員のワーク・ライフ・バランスの推進等に伴い、職員定数を増加する必要性が生じたため、この条例案を提出するものである。

第 4 号議案

大村市手数料条例の一部を改正する条例

大村市手数料条例（平成 12 年大村市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付の項中「戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書類の交付の項中「除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書類」を「除籍証明書」に改め、同表除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項の次に次のように加える。

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1 件につき 400 円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	1 件につき 700 円

別表第 1 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に基づく届出若しくは申請の受理の

証明書の交付又は届書その他の受理書類に記載した事項の証明書の交付の項中「の証明書の交付又は届書」を「、届書」に改め、「事項」の次に「又は届書等情報の内容」を加え、同表戸籍法に基づく届書その他の受理書類の閲覧の項中「受理書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「1件」を「又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

戸籍法の改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に準じて、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等について新たな手数料を設定するとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第5号議案

大村市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大村市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大村市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第3号中「休診日（規則で定める休診日をいう。以下同じ。）を除く日（以下「平日」という。）における診療時間（規則で定める診療時間をいう。以下同じ。）において、」を削り、「場合」の次に「又は正当な理由がある場合」を、「除く」の次に「。以下この号及び第5号において同じ」を加え、「3,000円」を「7,000円（歯科医師である保険医（健康保険法第64条に規定する保険医をいう。次号において同じ。）による初診を受けた者にあつては、5,000円）」に改め、同項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「平日」を「休診日（規則で定める休診日をいう。以下この号において同じ。）を除く日」に改め、「診療時間」の次に「（規則で定める診療時間をいう。）」を、「診察（」の次に「他の病院若しくは診療所からの文書による紹介によらずに受けた初診若しくは他の病院若しくは診療所を紹介する旨の申出に応じずに受けた再診に該当する診察又は」を加え、「5,000円」を「7,000円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 他の病院又は診療所を紹介する旨の申出に応じず再診（緊急その他やむを得ない事情がある場合又は正当な理由がある場合に受けた再診を除く。以下この号及び次号において同じ。）を受けた者については、3,000円（歯科医師である保険医による再診を受けた者にあつては、1,900円）の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の大村市病院事業の設置等に関する条例の規定による指定管理者が行う利用料金の設定については、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の第8条第2項の規定は、施行日以後の診療に係る利用料金について適用し、施行日前の診療に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

初診及び時間外の診察に係る利用料金を改定するとともに、再診に係る利用料金を新設するため、この条例案を提出するものである。

第6号議案

大村市介護保険条例の一部を改正する条例

大村市介護保険条例（平成12年大村市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「34,800円」を「31,670円」に改め、同項第2号中「52,200円」を「47,680円」に改め、同項第3号中「52,200円」を「48,030円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 132,240円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 146,160円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 160,080円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 167,040円

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「20,880円」を「19,840円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「34,800円」を「33,760円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「48,720円」を「47,680円」に改める。

第5条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第38条第1項第1号から第8号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

介護保険料を改定するため、この条例案を提出するものである。

第7号議案

大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大村市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項第5号中「第66条」を「第66条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号

中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第48条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第49条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第52条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第60条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第63条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第67条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第80条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第83条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第84条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第194条第2項」を「第194条第3項」に改める。

第93条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第107条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第108条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第112条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第122条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第126条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う

体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第128条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第129条中「及び第105条」を「、第105条及び第107条の2」に改める。

第131条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を

定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第132条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第148条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第149条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第150条中「及び第100条」を「、第100条及び第107条の2」に改める。

第152条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第154条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第167条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第169条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第174条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第174条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第178条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第179条中「及び第60条の17第1項から第4項まで」を「、第60条の17第1項から第4項まで及び第107条の2」に改める。

第189条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第191条中「第60条の17第1項から第4項まで」の次に「、第107条の2」を加える。

第193条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第194条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護

小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第199条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第203条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第204条中「及び第107条」を「、第107条及び第107条の2」に改める。

(大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年大村市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規

定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第33条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項中「保存しなければならない」を「保存しなければならない」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第46条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄

に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第64条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防

小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第65条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第73条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条の2」に改める。

(大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例(平成27年大村市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることが

できる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「の規定」の次に「（第33条第29号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5

号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号中「第13号」を「第14号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者と面接をする月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年大村市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第8項を第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師

等又は薬剤師」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第29号中「に基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定め

る条例の一部改正)

第5条 大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例（平成27年大村市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号中「家事援助」を「生活援助」に改める。

第5条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第28条第1項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 生きがい対応型訪問サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第36条第2項第2号及び第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第32条に規定する」を「第32条第2項の規定による」に改め、同項第5号中「第34条に規定する」を「第34条第2項の規定による」に改める。

第38条ただし書及び第43条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第51条第2項第2号及び第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第32条に規定する」を「第32条第2項の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第56条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。）第35条第3項（新指定地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則

として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第33条第3項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第25条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第5条の規定による改正後の大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例（以下「新総合事業者指定基準条例」という。）第28条第3項（新総合事業者指定基準条例第36条の3、第41条、第54条、第54条の3及び第58条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「生きがい対応型訪問サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第93条第7号及び第199条第7号並びに新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第54条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第107条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）及び新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第64条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新指定地域密着型サービス基準条例第174条第1項（新指定地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

令和6年2月22日提出

大村市長 園田裕史

（提案理由）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）等の改正に伴い、重要事項のウェブサイトへの掲載の義務付け等、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第 8 号議案

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大村市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第9号議案

大村市文化基金条例の一部を改正する条例

大村市文化基金条例（昭和55年大村市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「65,000,000円」を「75,000,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

基金の一部を処分することができる期間及び限度額を改めるため、この条例案を提出するものである。

第10号議案

大村市漁港管理条例及び大村市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(大村市漁港管理条例の一部改正)

第1条 大村市漁港管理条例（平成6年大村市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第15条及び第22条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(大村市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 大村市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成27年大村市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第22号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中大村市漁港管理条例第15条及び第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

漁港漁場整備法の題名改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 1 1 号議案

大村市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大村市水道事業給水条例（昭和 3 4 年大村市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 5 条の 7 第 5 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の大村市水道事業給水条例第 3 5 条の 7 第 5 号に規定する講習の課程を修了した者は、この条例による改正後の大村市水道事業給水条例第 3 5 条の 7 第 5 号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

水道法の改正により、同法による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第12号議案

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れる。

- 1 買い入れる動産 小学校教師用指導書
- 2 買入れの方法 随意契約
- 3 買入れ金額 25,735,270円
- 4 買入れの相手方 諫早市栄田町85番地1
長崎県教科書株式会社
代表取締役社長 太田 博史
- 5 納入期限 令和6年3月29日

令和6年2月22日提出

大村市長 園田裕史

報告第1号

専決処分の報告について

市有地の除草作業による自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年2月22日提出

大村市長 園田裕史

報告第2号

専決処分の報告について

商業施設駐車場における自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年2月22日提出

大村市長 園田裕史

